

議案第96号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定する。

令和7年9月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年鹿児島県条例第47号）の
一部を次のように改正する。

第28条第2項中「840円」の次に「（大規模な災害として公安委員会が人事委員会と協議し
て定める災害に係る作業に従事した場合にあつては、1,080円）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給に
関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用
する。
- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の鹿児島県地方警察職員の特殊勤
務手当支給に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定
による特殊勤務手当の内払とみなす。

（提案理由）

人事院規則の改正に準じ、災害応急作業等手当の額を改定するため、所要の改正をしようと
するものである。